

平成27年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成27年9月11日 午後1時10分開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山	英彦君
総 務 課	長	高野	光司君
企 画 財 政 課	長	清水	一男君
税 務 課	長	石川	篤君
住 民 課	長	井原	有一君
福 祉 課	長	石塚	稔君
保健福祉センター	所長	秋山	幸子君
環 境 対 策 課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野	敏明君
経 済 課	長	大越	直樹君
都 市 建 設 課	長	鬼澤	俊一君
会 計 課	長	菅田	哲夫君
学 校 教 育 課	長	岩戸	友広君
生 涯 学 習 課	長	坂田	重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成27年9月11日（金曜日）

午後1時10分開議

- 日程第1 議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 日程第4 議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第37号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第38号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第39号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第40号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第41号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第15 議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 議員提出議案第1号 地方創生特別委員会設置に関する決議
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第33号
- 日程第2 議案第34号
- 日程第3 議案第35号
- 日程第4 議案第36号
- 日程第5 議案第37号
- 日程第6 議案第38号
- 日程第7 議案第39号
- 日程第8 議案第40号
- 日程第9 議案第41号
- 日程第10 議案第42号
- 日程第11 議案第43号
- 日程第12 議案第44号
- 日程第13 議案第45号
- 日程第14 議案第46号
- 日程第15 議案第47号
- 日程第16 議案第48号
- 日程第17 議案第49号
- 日程第18 議案第50号
- 日程第19 諮問第1号
- 日程第20 議員提出議案第1号
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午後1時10分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。昨日、発表された大雨特別警報について、一言申し上げます。

台風18号から変わった低気圧の影響で記録的な大雨となり、きのう7時45分、気象庁は茨城・栃木県に大雨特別警報を発表、最大限の警戒を呼びかけました。また、安倍総理におかれましては、国民の命を守るため、政府として取り得る限り最大限の勢力を動員するようという指示を述べております。

この特別警報を受けて、利根町におきましても、災害本部が昨日8時40分に設置されております。特別警戒には町長を筆頭に、職員、稲敷消防、利根消防あるいは水防団が町内

の巡回の強化に努め、町内の災害発生を未然に防ぐため、土のう等のつくりには汗を流していただいております。

おかげさまで一部の町道の冠水による通行どめ、また水田の一部の稲の冠水被害などで最小限であったと報告を受けております。

本日9月11日朝8時36分、町の災害対策本部が開催されました。総務課職員、また稲敷消防、消防団、水防団員の皆様方には一晩中利根川の警戒に当たっていただきました。本当にご苦労さまでございました。また、多くの皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。

ちなみに、当町の押付本田地区の水位でございますが、警戒水位は5メートル75センチメートルとなっております。昨日の夜8時ごろの最大時は6メートル54センチメートルまで上がっておりますが、本日の11時30分の発表によりますと5メートル79センチメートルに下がっているという報告を受けました。

さて、本日の時間の変更の件でございますが、きのうの16時30分、町の災害本部会議が開かれました。その状況をお聞きし、その内容から判断して、きょう11日は特別警報が解除されるとの見通しをもって、16時48分、事務局長と協議の上、本会議の開催時刻を10時から13時10分に変更したわけでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

また、昨日零時50分ごろ、常総市を流れる鬼怒川が決壊し、川の水が氾濫し6,900棟が浸水し、200棟が浸水のおそれ、また、3,000人が避難されたと報道されております。

茨城県警の機動隊古河駐屯あるいは勝田駐屯、海上保安庁のヘリコプターが救助活動を行っておりますが、行方不明者が25名出ているということで発表されております。

県内には恋瀬川など、決壊、あるいは越水をしている河川も数カ所あります。また、避難判断水位を越えている河川もあります。土砂災害の危険度もあるということから、今後十分な注意が必要だと思っております。

常総市を初め、被害を受けられた方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻られるようお祈りを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

五十嵐辰雄議員から発言を求められておりますので、これを許します。

五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 去る9日の私の一般質問で、小学校・中学校の大規模改造並びにエアコン設置の進め方についての発言で、「広報とね」と発言するところ、「とね広報」「利根新報」と誤って発言してしまいました。正しくは、いずれも「広報とね」にご訂正をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

本日、議員から追加議案、議員提出議案第1号が提出されております。

また、決算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、6番船川京子議員。

○6番（船川京子君） それでは、通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例について、質疑1、利根町いじめ対策連絡協議会に副会長を、利根町いじめ問題調査委員会及び利根町いじめ問題検証委員会に副委員長、副会長という責任ある立場となる役職を置かれないのはなぜでしょうか。

質疑2、第10条に「法第28条に規定する重大事態」とありますが、法第28条第1項に規定するとされないのはなぜでしょうか。

法第28条第1項は、「当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」としています。第2項が「必要な情報を保護者及びいじめを受けた児童に提供するもの」とし、第3項は「前項の規定による情報の提供について、必要な指導及び支援を行うもの」としています。

また、同じく第10条に「教育委員会の附属機関として」とありますが、法第14条第3項に規定するとされなかったのはなぜでしょうか。

法第14条第3項には、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする」とあります。法第14条第3項に規定する組織ではないということは、いじめ防止等のための対策や調査、研究などはどの組織で行うのでしょうか。

さらに、第11条「(1) 当該重大事態に係る事実関係に関すること。(2) 前号の重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置に関すること。」を教育委員会の諮問に応じ調査審議するとしておりますが、どちらも重大事態が発生した場合の対応となっております。現場においては最も発生する確率が高いと想定される重大事態とまでは判断されずとも、深刻な事態と判断される事件が発生した場合は、どの組織でどのような対応をされるのでしょうか。利根町には法第14条第3項に書かれている組織を設置する必要性はないのでしょうか。

質疑3、第11条に「教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。」とあります。1号、「当該重大事態に係る事実関係に関すること」とあり、また、第12条第

3項には、「委員は、諮問に係る当該重大事態の調査審議が終了したときは」とあります。この両者の重大事態とは法第28条第1項の規定する重大事態ではないのでしょうか。第20条には、「町長の諮問に応じ、法第28条第1項の重大事態の調査結果」と書かれています。

質疑4、調査委員会についてお尋ねしたいと思います。第12条で、任期ではなく調査審議が終了したときは解任される、ここで「解任」と通告をしてしまったのですが、「解職」と訂正をさせていただきたいと思います。解職されるとしているがその理由をお尋ねいたします。また、何をもって事件の調査審議を終了とされるのかお尋ねいたします。

質疑5、第20条に「必要な検証」という表現をされておりますが、その理由をお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

上位法との絡みなので、少しゆっくり、わかりやすいように、懇切丁寧にご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（杉山英彦君） 船川議員に丁寧なご質問及びご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、我々のほうとしましても、この法令につきまして検討をさせていただいておりますというか、本当にいいものをつくりたいということから、いろいろ参考にさせていただいたりとか、いろいろな部分で熟知させていただいている方向性であるということは、ご理解をいただければと思います。

まず、1番目の利根町いじめ対策連絡協議会に副会長を、利根町いじめ問題調査委員会及び利根町いじめ問題検証委員会に副委員長を置かないのはなぜかということでしたが、副会長及び副委員長を置かない理由でございしますが、利根町いじめ問題調査委員会及び利根町いじめ問題検証委員会については、任期を諮問に係る重大事態の調査審議が終了したときに解職すること、また、委員の人数も5人としていることから、日程調整など副委員長を置かずに対応できると判断し、置いておりません。

大きな組織ではございませんので、その中で何とか対応ができるだろうと。しかしながら、万が一の場合には、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する規定を設けております。

利根町いじめ対策連絡協議会におきましては、調査委員会及び検証委員会にあわせております。

二つ目の第10条に法第14条第3項及び法第28条の第1項と記載されていないのはなぜか。まず、法第14条第3項の規定を入れなかった理由でございしますが、当初はいじめ防止等のため、対策を実効的に行うようにするために附属機関を置くようなことを想定しておりました。しかし学校数も少ないことや、連絡協議会と教育委員会が十分に連携し、教育委員会では実効的な対策をとることが可能であるのではないかと。また、法第14条第3項の組織は調査委員会としても活用することとなることから、重大事態の対象となった保護者にと

っては、調査委員会が第三者のみの組織ではないことで不信感を抱くのではないかなどを検討した結果、法第14条第3項を除いた組織としております。

もう一つの、法第28条ではなくて法第28条第1項ではないかというご質問ですが、本当に船川議員のおっしゃるとおりでございます。重大事態としているのは法第28条第1項で、次に掲げる場合にはとなっております、第1号及び第2号で規定されております。

今回の資料とさせていただきました条例が法第28条に規定する重大事態としており、法第28条第1項がいいのか、法第28条という大きな括りの中でいいのか検討させていただいた結果、1号、2号を含めた重大事態という解釈のもと、条例のまま規定させていただきました。

また、重大事態とまでは判断されずとも、深刻な事態と判断される事件が発生した場合、その都度問題調査委員会を設置すると理解してよいのかということですが、問題調査委員会は重大事態が発生した場合の調査等を行うため設置するものでございますので、深刻な事態と判断される事件が発生した場合には、学校で設置するいじめ防止委員会と、今回条例で規定するいじめ問題対策連絡協議会を開催し、連携しながら対応するようになると想定しております。

三つ目の第11条(1)の当該重大事態の当該は、法第28条第1項に規定する重大事態ではないのか。第20条には法第28条第1項の重大事態の調査結果と書いてあると。

法第28条に規定する重大事態のうち、教育委員会が諮問する重大事態ということで、当該重大事態と規定させていただきました。

四つ目の、第12条で、任期ではなく調査審議が終了したときは解職されるとしているがその理由は、また何をもって調査審議を終了とされるのか。

調査委員会につきましては、法第14条第3項で規定されています。いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときの組織としていないため、あくまでも第11条で規定しております教育委員会の諮問に応じ、当該重大事態に係る事実関係に関すること及び重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置に関するについて調査審議し、教育委員会へ諮問に対する報告した時点で解職することとしています。

調査審議を終了し、一旦落ち着いたとしても、新たな要因により見守りが必要なケースなどがあると思うのですが、その場合、どのような対応をするのか。調査審議終了後に新たな要因等が発生した場合、その部分を含めて調査しなければ、重大事態の対処または同種の重大事態の発生を防止することができないと判断した場合には、教育委員会で再度、調査委員会に諮問し、調査委員会において調査審議を行います。

その際には、既に町長に報告書を提出しておりますので、再度、調査委員会に諮問した旨の報告をし対処いたします。

5番目の第20条に必要な検証とされた理由はということですが、組織の名称を検証委員会としていることから、必要な検証等としております。「検証等」の「等」としております

のは、調査結果の調査及び検証結果における改善意見などを想定し「等」としております。ですから、調査検証がそこで終わりではないと受け取っていただければと思います。

また、時が過ぎてから何らかの要因により、今後のいじめの発生の防止のため調査改善が必要となったときはどうするのか、町長が調査委員会の調査結果や個別の重大事態の案件など、いろいろな観点から総合的に判断し諮問することから、二、三カ月たったときに諮問することもあり得るのではないかと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、まず質疑1、これはこの条例のとおりと理解をいたしました。

質疑2に関しては、もう一度確認をさせていただきたいと思います。これは質疑2のみならず、新規条例ですので、全体的に関係をしていただくことだと思います。先ほどの質疑4、5、ここも関係する全体的な部分で教育長は、二、三カ月調査報告があった後に起きてきたときのケースと、また調査委員会が調査審議を終了し新たな要因により継続的な見守りが必要なケースなどのときには、教育委員会が再度諮問をして調査に当たるというお答えをいただいたと思います。

また、法第22条に規定している学校のいじめ防止委員会と利根町いじめ問題対策連絡協議会との連携の上に、この重大事態までいかない事前のものに関しては、丁寧に対応していくというような、全体的にそういう内容のお答えをいただいたと思います。

そこで、個々の質疑ではないんですけれども、もう一度、この上位法及び近隣の市町村、特に先ほど教育長がおっしゃったように、子供の人数は利根町が少なく、また学校も少ないがゆえに、こういった形の形態をつくってくださったと認識をしております。これは特に現場における子供たち、またお答えの中にもあったように、親御さんたちに対しての一番いい解決方法を見出したがゆえに、この形態をとられたと認識をいたしました。

そこで、もう一度、教育委員会と連絡協議会、学校のいじめ防止委員会と調査委員会、それと検証委員会、それぞれの関係性、これが上位法を読んだときに利根町の条例とはちょっと印象が違うように感じるので、その部分をもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 大変細かいところに目を向けて質問していただきました。

本当におっしゃるとおり、本来ならば、前にお渡しいたしましたフロー図がございますが、通常時、問題が起こった時点で小中学校におけるいじめ基本方針、これをもとに学校内部で問題が解決していただければ、それでおさまってしまうんですが、なかなかそうはいかない。ですから、この上の段階にありますように、教育委員会と学校の組織が連携合って、何とかこの部分で問題が解決に導くことができないか、それが一番最善の善処策なのではないかと思います。

ただ、それ以外にも重大事態が発生してしまった場合には、調査委員会や町長諮問の部分まで持っていくという、再調査というふうにならざるを得ないかなと思うのですが、そういうことのないように、上の段階で学校及び教育委員会が協力して、いじめや不登校と言われるいろいろな問題がないように今後対応していくのが、我々の責務ではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、もう1点お尋ねしたいと思います。

検証委員会についてお尋ねしたいと思います。

検証とは事実を確かめることと認識をしています。調査委員会からの報告書の提出があり、すぐに検証が必要と認めるときは、余りないとは思いますが、町長は直ちに諮問されることと思います。しかし、時が過ぎ、新たな要因等により、今後のいじめの発生の防止のために調査、改善が必要となったときは、どのような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

先ほどのお答えで、「検証等」の「等」の意味に触れていただきましたので、ある程度この現場の状況は察することはできるんですけども、ここはとても大事な部分になると思いますので、時が経過したときに改めて調査をしなければならないような事態が発生したときの対応を、もう一度お答えください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 本当におっしゃるとおり、いじめが完全に解消するというのは非常に難しいことなのかなと思います。検証というお言葉で先ほど述べさせていただきましたけれども、検証というのは、あくまでその部分までいろいろ調査したりとか行うので、その先どうなんだと、そののところが出てくるかと思うのですけれども、これは当然のごとく重大事態に鑑みまして、総合的に判断してもう一度諮問することにより、二、三カ月たった後でも諮問をして、もう一度その部分については検証なり調査していくという方向で進めていくとご理解いただければと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 私は、議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例について質問を二つさせていただきます。

1番、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の第14条第3項の規定により、いじめの防止のための対策を実効的に行ういじめ問題専門家会議などに相当する組織を設置しない理由はということをお伺いしますが、先ほどの同じ議案に対する船川京子議員の質問の2番に当たりますので、省略させていただきます。

続きまして、2番、第4章、利根町いじめ問題検証委員会、この名称の「検証」とは、第3章、利根町いじめ問題調査委員会の調査を再調査するという意味であるかということ

について質問させていただき予定でしたが、これは船川議員の議案第35号に対する質問の5番に当たりますので省略させていただきます。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑が終わりました。

以上で議案第35号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、6番船川京子議員。

○6番（船川京子君） 議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）、款9教育費、項4社会教育費、柳田國男記念公苑母屋自動火災報知設備設置工事129万6,000円の具体的な事業内容の説明を求めます。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、平成27年度の利根町一般会計補正予算、款9教育費、項4社会教育費、目7柳田國男記念公苑費、節15工事請負費129万6,000円の内容につきましてご説明申し上げます。

この工事費につきましては、自動火災警報器の設置工事費であります。

柳田國男記念公苑は地区集会所的機能を有しておりまして、宿泊業務はごくまれであったことから、旅館業法の許可は必要でないと、これまで考えておりました。しかし、保健所の柳田國男記念公苑公衆浴場検査時に、宿泊業務があれば旅館業法による旅館業経営許可が必要であるというご指摘がありました。そこで町では、平成27年3月13日に許可申請

を行いまして、3月26日付で旅館業法でいう簡易宿所という営業許可を受けたところであります。

それで、平成24年の5月に発生しました広島県の福山市のホテル火災で多数の死傷者が出まして、その発生を教訓としまして、国では消防法施行令第21条により、全ての旅館等で自動火災警報器の設置が義務づけられております。これはことしの4月1日から施行ということでございます。

これまで300平米未満の旅館等は自動火災警報器の設置は免除でありましたけれども、柳田國男記念公苑の面積は193平米でありまして、免除される予定でありましたけれども、今般の消防法施行令改正によりまして、設置が義務づけられました。4月からの法施行ですので、もちろん猶予期間がございまして、平成30年3月まではつけなくてもいいという猶予期間があるんですけれども、公的機関として早目の設置が義務と考えまして、今回補正をしたところでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは4点ほど質問させていただきます。

議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして、まず9ページの款13、項2の国庫補助金、節の個人番号カード交付事務補助金54万1,000円、これはことしの10月からカードが配付されると思うのですが、それで実際は28年1月1日よりカードを個人個人が持つことになるかと認識しているのですが、今現在、カードを持つことについて、わかる範囲で結構ですから、説明していただきたいと思います。

次、2点目、10ページの款14県支出金、目2民生費県補助金、節4の児童福祉費補助金756万2,000円の減額。聞きたいことは放課後児童クラブ整備費補助金という説明でございますが、その減額の内容をお願いしたいと思います。

さらに、27ページ、款9教育費、項2小学校費、目3学校給食費、これもマイナスの1,678万5,000円、説明では小学校給食設備整備事業ということですが、18備品購入費で給食管理備品となっていますが、なぜ減額するのかをお願いしたいと思います。

さらにもう1点、29ページの款9教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費、節で町指定文化財修理補助金200万円、これは立木の蛟蛸神社に対しての補助金にするようでございますが、私が知りたいのは、今現在、文化財保護に指定されているのは町で何か所ぐらいあるのか、さらにこの蛟蛸神社というのは約2年前ほどから建てかえというか、工事が始まっているわけなんです。それで、関係している方たちは寄附とかを募ってやっているわけですが、なぜ町のほうで2年ぐらいおくらしてから補助金を上げるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、個人番号カードについて、井原住民課長。

○住民課長（井原有一君） それでは、若泉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、個人番号カードの交付についてご説明いたします。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号マイナンバー制度ですが、平成27年10月5日から施行されます。それによりまして住民の方々に12桁の数字の個人番号が付番されます。そしてその個人番号が記載された通知カード、個人番号カードと通知カードという言葉が出てきます。この場合は個人通知カードというのが簡易書留で各世帯に送られることとなります。これには個人番号カード交付申請書と一緒に同封されてくるようになっております。この通知が届くのが10月中旬から11月末までに送付されるということを知っております。

それで、個人番号カードは希望制なので、個人番号カードを希望する方は個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、写真を添付して郵送により申請することとなります。

平成28年1月以降になりまして、個人番号カードの交付準備が整うと、交付通知はがきが申請者のご自宅に届きます。申請された方は、その交付通知書はがきと、最初に送られてきた通知カード、それと本人確認書類を持って役場住民課窓口になりますから、来庁していただき、本人確認の上、そのときに暗証番号、何種類かあるんですけども、一般には4桁の数字の番号を設定していただいて、そこで個人番号カードを受領することとなります。

以上が個人番号カードの交付の概略でございます。

それにつきましても、町としましても「広報とね」とホームページ等で、「広報とね」につきましては3月、7月、8月、9月号と見開きを使いまして周知に努めているところでございます。今後、10月、11月と続けてまた周知のほうをしていきたいと思っております。

なお、予算ですので、個人番号カード交付事務補助金54万1,000円については、交付事務に係る経費に対する国庫補助金でございます。

○議長（井原正光君） 次に、放課後児童クラブ整備補助金について、石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではご答弁申し上げます。

10ページの県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金で放課後児童クラブ整備費補助金756万2,000円の減額につきましてご説明申し上げます。

平成27年4月1日からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、国、県の交付要綱の改正がございました。この通知は7月13日付で来ておりまして、これまで県が国分を含めまして3分の2補助をしていたところでございます。この3分の2というのは基準額の3分の2ということですが、今まで県が3分の2を国分を含めてしていたんですが、この通知によりまして国が直接補助をするということになりました。それで国分の新設計上をする必要が生じまして、国分の新設をすることによりまして県補助分の減額を調整する必要が生じました。また、補助基準額でございますが、その上限額が、これまでの2,355万6,000円から、87万1,000円ほど増額になりまして2,442万7,000円となり

ました。ということから、その2,442万7,000円のそれぞれその3分の1相当分の予算を確保することが必要になりましたので、9ページで下から四つ目の枠でございますけれども、目2の民生費国庫補助金ということで、子ども・子育て支援整備交付金814万2,000円、これが国分の今回新設して新たに計上させていただいたもので、それから先ほどの県分、当初予算で1,570万4,000円を上げていましたので、ちょうど3分の1の814万2,000円が残るように756万2,000円を減額計上したものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、給食管理備品について、岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは若泉議員の質疑にお答えいたします。

27ページにあります款9教育費、項2小学校費、目3学校給食費、節18備品購入費で1,678万5,000円の減額の理由ということでございます。

今年度、大規模改造工事を実施するに当たりまして給食室も改修を予定しておりました。工事内容としまして、床面をウエット方式からドライ方式への変更、また、保健所の指導のもと、調理場や洗い場などエリア分けをする工事でもございました。

今回質疑のありました給食管理備品につきましては、食器洗浄器、消毒保管庫など、ドライ方式に対応する備品購入予算を計上しておりましたが、給食室も含めた全面的な工事ができないことから、購入を取りやめ減額する補正予算を提出したものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、文化財修理補助金について、坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、一般会計補正予算の款9教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費、節19の負補交200万円の内容につきまして説明申し上げます。

この補助金につきましては、町指定文化財であります蛟蛸神社奥の宮の改修工事の助成金であります。昭和52年7月24日に蛟蛸神社奥の宮と門の宮を利根町指定文化財として、利根町文化財保護条例によりまして指定をしております。

今回の蛟蛸神社奥の宮の改修工事につきましては、総額4,700万円を要しまして、不足分としまして344万円の補助申請があったところでございます。この助成金は文化財保護法第182条地方公共団体の責務及び利根町文化財保護条例第16条管理または修理の補助規定によりまして、補助金を計上したところであります。

この町の16条は、町指定有形文化財の管理または修理に多額の費用を要する場合は、予算の範囲内で補助金を交付することができるとの規定であります。補助率とか補助金額が決定されているものではなく、補助金は予算の範囲内で補助金を交付するとされております。

近隣市町村の文化財保護の助成状況ですけれども、補助率を設けているところや、限度額を設けているところなどさまざまであります。今回の助成金に当たりましては、限度額を設け補助金の抑制を図ることが必要と考えまして、限度額を設け200万円としたところでございます。

蛟蛸神社の始まりにつきましては、約2300年前の紀元前288年に現在の門の宮の場所に、

水の神様の「岡象女大神（みつはのめのおおかみ）」を祭ったのが始まりと言われております。西暦927年に神社名が記載されました延喜式神名帳にも記載はされており、由緒ある神社であります。

今現在の町の指定の文化財の状況ですけれども、国1、県1、町30の指定文化財、計32の文化財がございます。

あとは、今ごろ補助金を出すのはということですが、この改修工事に当たりましては、蛟蛸神社のほうで寄附金を募っております、その寄附金の金額が今現在3,220万円ということでありまして、今現在不足額が880万円で、どうしても不足するというので、町への要請となったということでございます。

こうした伝統ある文化財の保全及び継承を図ることは、町民の文化的向上につながり、歴史遺産を後世に伝えることは町の責務であり、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） まず1点目ですが、カードの交付とか、そういうことはわかりました。それで一つ聞きたいのは、個人カードは強制でなくて自由ということなんだよね。そのように今おっしゃっていましたが、これは持たなくても、持ってもいいということなんですね。

あと、カードを持った場合、これからどのようなところでどのように使えるのか、それを一つお聞きしたいと思います。

2点目につきましては、これは今まで県から来ていた補助金が、今度国のほうになりましたよということ、これはわかりました。

3点目は、小学校の大規模改造をやる予定がやらなくなったから、結局整備のほうもやれなくなった、そういうことですね。

それで一つお聞きしたいのは、今回予定していた器具とかの入れかえの整備、これが次年度、来年あたり大規模改造を行うときには、これはやるのか、やらないのか、その1点だけお願いします。

それから、最後の町指定文化財の件ですが、私も東文間地区なので、この蛟蛸神社、文間地区が主ですから、文間地区と東文間地区は寄附をお願いに上がっていたんです。それで寄附をやった方もいますし、特に文間地区はやったと思うのです。それで東文間地区もそれなりにやったかと思えます。また、例えばの話、私は羽中なんですけど、羽中は個人でやった方もいますけれども、区でやりましょうということで区で寄附しています。ですから、恐らく文、布川は来ていないと思えます。

それで先ほどの説明ですと4,700万円かかるというのは、私聞いて知っています。現在3,220万円集まったということですが、要するに蛟蛸神社の考えでは、今まで要求しなかったということは、寄附で4,700万円の工事費が集まれば町のほうへお願いしなくてもいいの

かなと、そんな感じがするんです。ですから今まで補助をお願いしますということを言ってこなかったのかなと思って、工事が始まってから2年間たってこういう補助をお願いしますと来たと思うのですが、そういう私の解釈でいいのかどうか。

要するに、本来なら町指定なんですから、蛟蛸神社側としては今度直しますから町として補助をお願いしますと、工事が始まる計画を立てたときに、普通なら来ると思うのです。今、ようやく来たということは、最初は蛟蛸神社としては寄附金を目当てにしてやっていたのかなと、でも結局今言ったように、工事費が4,700万円かかるんだけれども、集まった金額は今現在3,220万円しか集まっていないから、足りないから町のほうにお願いしたのかなという解釈でいいのか、その点、よろしくをお願いします。

○議長（井原正光君） まず、井原住民課長。

○住民課長（井原有一君） この個人カードは持たなくもいいのかという話だと思うのですが、これは個人の自由というか、国のほうとしては皆さん持ってくださいという周知はかなりしているんですけども、あくまで持たなくてはいけないということではないので、通知カードでは、来年の1月1日からは通知カードをもって各種行政の手続などには、それを提示するようになると思います。通知カードもこういうカードになっていまして、それに番号が打たれているので、それを提示するような、これは職場でも求められるようになるかと聞いております。

それを、先ほど申しましたように、写真を添付して郵送すると、通知カードと交換されますけれども、今度新しい写真つきの、今までの住基カードみたいなことを考えていただければいいと思うのですけれども、それが手元に残ります。住基カードのほうも全国で5%と普及率がかなり低かったようなので、今回このマイナンバーカードがどれほど普及するのか、今のところ不透明なんですけれども、国としてはかなりコマーシャルをして、皆さんに持ってもらいたいという形でいるところです。

ですから身分証明書としてももちろん使えるし、今後、テレビ報道でもいろいろやっていますけれども、軽減税率のためにスーパーで買ったものを後でどうのこうのと、そういう不確定なものもかなりまだあるんですけども、今考えられるのは、将来的にそのカードが普及の仕方とか、こちらも検討するところがいろいろ出てくるんですけども、印鑑証明のカードと一緒にしたりとか、かなり将来的にはコンビニ交付ができるとか、そういうものの利用は行政として可能だと思います。

ただ、まだかなり不確定なところがあるので、当面は身分証として使えるぐらいかなという感じです。

○議長（井原正光君） 次に、岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） 28年度ということで、同じように28年度に予算に計上しまして検証させていただきまして、給食管理備品を購入して整備していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 次に、坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

蛟蛸神社の補助金につきましては、たしか2年前なんですけれども、神社側のほうから相談がございまして、企画財政課までは行ったんですが、町長には上げていないんですけれども、たしか1,500万円ぐらいの補助申請がございまして、その段階では余り金額が大き過ぎるので、企画財政課の段階でお断りした経緯がございまして。

昨年も実は相談がございましたけれども、何回か相談して、そのうちお見えにならなくなりまして、多分その時点では寄附金の集めにめどがあったのかと思っておりまして、ことしの8月にまた相談に見えまして、やはりちょっと集まらないということで相談に見えまして、今回の計上に至っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） カードについては、これから国のほうもいろいろと検討しているようですから、これはこれ以上聞いてもちょっとわからないと思いますので、理解しました。

蛟蛸神社につきましては、以前から1,500万円の寄附をお願いしますよと、そういう要請があったということですが、それで何度もお願いされたということですが、1,500万円の要請があって最終的には200万円ということですが、先ほど幾らの限度というのは決まっていないと言っていましたよね。200万円という金額が決まった経緯をお願いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

先ほどの答弁の中で、文化財の助成金につきましては、近隣の市町村は3分の1助成するとか、2分の1とかさまざまございまして、一番多いのは2分の1助成という取手市とか龍ヶ崎市なんかはそういったことで助成しておりまして、それについてもあくまでも予算の範囲内ということでやっております。

そういった財政的に余裕のある市町村はいいんですが、うちの場合ですと、ある程度限度といたしますか、2分の1とか3分の1にしちゃいますと額が大き過ぎるということで、近隣の阿見町ですとか大子町のように、助成率を2分の1にして限度額を200万円にするという規定がありますので、こちらを参考にしまして200万円と規定をさせていただきました。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 25ページの款8消防費、項1の消防費の中の防災費、その委託料でございまして、押付地区水防センター建築工事実施設計業務委託の内容について、委託料で397万5,000円の内容、これは説明では確認申請を取るためだということであったと思うのですが、押付地区のどの場所にどのような倉庫を建築するのか、わかっている範囲で結構でございます。お願いします。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、石井議員の質問にお答え申し上げます。

押付地区のどの場所にどのような倉庫を建築するのかというご質問でございますけれども、この水防センターにつきましては、国が押付地区に計画されております河川防災ステーションの整備に当たり、その計画区域内に防災活動の拠点となる水防センターを町が整備することになっております。

どの場所というご質問でございますが、河川防災ステーション整備計画区域内にあります県道取手東線に隣接します上曽根運動公園敷地内のテニスコート場があると思うのですが、その西側、戸田井橋寄りの三角の敷地があるんですけれども、そこに建築する予定でございます。

また、どのような倉庫を建築するかというご質問でございますが、水防センターは鉄骨造りで平屋建てを予定してございます。延べ床面積は約180平方メートル、約55坪を計画しております。そのうち備蓄倉庫の延べ床面積でございますけれども、115平方メートル、約25坪ということで、今、東文間に防災倉庫があるわけですが、それは1教室半ですが、25坪ですと小学校の2教室分を計画してございます。

また、倉庫以外にも65平方メートル、約20坪の事務室兼展示スペース、収納、トイレなどを整備する予定でございます。

この備蓄倉庫につきましては、現在、先ほど言いました東文間小学校に備蓄してあります飲料水、飲料水用の袋、またアルファ米、備蓄の毛布、避難所の運営用品、パーテーションルーム等を、また簡易トイレとかブルーシートとか、そういうものを東文間小学校から移設するというところでございます。

企画財政課長のほうから初日に申したとおり、東文間を使用したいという申請が来ているので、早目に整備したいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、説明を受けましたけれども、この建築はいつごろできることを想定しているのでしょうか。

それともう一つは、防災ステーションの整備の内容について、わかりましたらお願いします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 建築の時期でございますけれども、本年度補正でお願いするわけですが、実施設計をやりまして、ある程度建築費の事業概算が出ます。それを28年度、来年度の当初予算に組み入れたいと思います。

また、防災ステーションの全体的な内容につきましては、都市建設課長が下流事務所との窓口になっていただいておりますので、都市建設課長のほうからご説明させていただきます。

ます。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、石井議員のご質問にお答えをいたします。

押付地区河川防災ステーション整備事業につきましてご説明を申し上げます。

利根町の押付地区につきましては、利根川と小貝川の合流点に位置をしております、現在、国の重要水防箇所として設定されております。平成24年に国土交通省におきまして、河川防災ステーション整備計画箇所として認定をされてございます。

河川防災ステーションには、水防活動を行う上で必要な土砂及び緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものでございます。

洪水時には町が行う水防活動を支援していただき、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地として、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心として文化活動の拠点としても活用される施設でございます。

この国が予定しております河川防災ステーション内には、国におきまして災害時の緊急活動を行う上での必要な緊急用資材として鋼矢板、テトラポット、ぐり石等を備蓄しまして、また、駐車場、ヘリポート等が設置され、迅速かつ円滑な復旧活動の拠点として整備されることとなっております。

なお、利根町におきましては、先ほど総務課長からもございましたとおり、この河川防災ステーション内に水防センターを設置することが義務づけられております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） これは、予定としてはいつごろ設置されるかお伺いします。

これで終わります。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 現在、国の計画が作成中でありまして、利根川下流工事事務所の話では、10年間を全体計画の中で予定しているということでありまして、国の予算の配分次第で、その期間が変わると聞いております。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）ですが、ただいまの石井議員の質疑と同じようなものでございますので、国が進める河川防災ステーション、これにあわせまして利根町の水防センターの設置でございますが、相当期間的には長期間かかると思うのです。鉄骨平屋建て180平方メートル、建築費の設計予算が出ていますが、これは総体的にどのぐらいの資金がかかりますか、その資金については町単独か、それとも国や県の補助があるかどうか、その見通しをお伺いします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 防災センターの資金だと思うのですが、よろしいですか。

それにつきましては、実施設計につきましては復興まちづくり支援事業交付金で、今回の補正の財源は充当します。

また、建築費の総額でございますけれども、実施設計がやらないと建築費が出ませんので、その建築費に対しまして充当財源は、市町村防災事業交付金、並びに緊急防災・減災事業債を充当したいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

以上で議案第36号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

ございませんか。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第37号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

議案第37号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第38号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第39号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第40号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第41号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 4 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） それでは、報告いたします。

平成26年度決算審査特別委員会において、各委員が熱心に取り組み、執行部職員におかれましても丁寧に説明され、質疑に対して要領よくお答えくださいました。感謝申し上げます。

議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月1日付付託されました上記の議案について、平成27年9月2日より3日、4日の3日間、委員10名全員出席のもと、慎重に審議いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全委員の賛成により原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の内容について、概要を申し上げます。

歳入は款1町税から款20町債まで総額で59億1,894万8,964円です。歳出は款1議会費から款13予備費まで総額は53億8,764万7,156円です。歳入歳出差引残額は5億3,130万1,808円となっています。

町税収入は13億9,365万598円で、25年度より857万8,254円の収入減となります。自主財源である町税は経済の状況、景気動向に左右されますが、利根町は顕在する給与所得者の漸減によるものです。

依存財源である地方交付税は20億7,174万7,000円で、歳入の35%を占めています。

歳出については、民生費が15億9,113万1,215円で、歳出の29.5%を占めています。

現在の財務状況がどれほど厳しい状況にあるかを正確に把握することが必要です。そのため、決算カードに基づき財政状況を分析する必要が不可欠です。財政力指数とは、標準的な行政を行うに必要な一般財源のうち、どれほど町税等の収入で賄えるかを示したもので、1.0を上回れば不交付団体になります。財政力指数は0.43で前年度と同じでございます。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.4%で、依然として90%を超える高い数値を示しています。したがって、財政の硬直化している状況でございます。今後とも引き続き

き経常経費の抑制に努める必要があります。

次に、実質公債費比率は6.1%となっており、前年度に比べて2.3ポイント減となりました。一般財源の標準的な規模を占める公債費比率で、これは義務的経費でございまして、10%を超えないことが望ましいわけです。

決算審査におかれましては、主要施策の成果説明書、決算カード、財政健全化判断比率、資金不足比率報告書、並びに教育委員会から提出されました教育委員会事務の点検評価報告書を参照し、予算執行が適正に効率的に行われたか、収入が適正に確保されたかどうか審査をいたしました。

さらに、住民に余計な負担をかけていないか、実質的な審査をいたしました。

各事業について、決算審査の結果を受けて費用対効果を検証し、住民福祉の向上に役に立つ次年度の予算編成作業を行うよう要請するものであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月3日、委員10名全員出席のもと、同年9月1日付付託された上記の議案を慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

年度末被保険者数は6,188人、年度末世帯数は3,545世帯、国保に加入している被保険者に対し、法定の医療費を給付した額は総額で14億1,969万4,908円で、前年度より1,366万6,430円の増であります。医療費の増加を抑制しながら、安心して医療を受けられるよう期待をいたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月4日、委員10名全員出席のもとに、同年9月1日付付託されました上記の議案を慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

公共下水道の普及率は87.03%、水洗化率は96.04%です。下水道指定店の指導及び個人宅地の排水設備検査を行い、下水道事業の普及促進に努めました。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月4日、委員10名全員出席のもとに、同年9月1日付付託された上記の議案を慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたしま

す。

霊園の定期的な清掃や除草作業等を委託し、園内の環境保全に努めています。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） それではご報告いたします。

議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月3日、委員10名全員出席のもとに、同年9月1日付で付託されました上記の議案を慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

介護保険料の不納欠損が多い理由について、疑問が各委員から出ました。第1号被保険者介護保険料については、収入済額3億1,181万1,900円、不納欠損額196万1,400円、収入

未済額476万3,300円です。不納欠損が多いというのは、介護保険の法制度上、2カ年で時効ということになります。2カ年で時効完成でございますので、非常に制度上、時効の完成という指摘がございました。国のほうに置かれましても、法制度の改革が必要だと思うのです。そういうご意見がありました。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月3日、委員10名全員出席のもとに、同年9月1日付で付託されました上記の議案を慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

五十嵐決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） 議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成27年9月3日、委員10名全員出席のもとに、同年9月1日付で付託されました上記の議案を慎重に審査をいたしました。その結果、委員長を除く委員9名全員の賛成を得て原案を認定するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、伊藤幸子氏が適任であると答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は伊藤幸子氏が適任であると答申することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第20、議員提出議案第1号 地方創生特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） それでは、提出理由の説明に入ります。

議員提出議案第1号

平成27年9月11日

利根町議会議長 井原正光様

提出者	利根町議会議員	石山 肖子
賛成者	同	五十嵐 辰雄
賛成者	同	若泉 昌寿
賛成者	同	船川 京子
賛成者	同	新井 邦弘
賛成者	同	花嶋 美清雄
賛成者	同	新井 滄吉
賛成者	同	石井 公一郎

地方創生特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

地方創生特別委員会設置に関する決議

次のとおり、地方創生特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 地方創生特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び利根町議会委員会条例第5条
3. 目的 地方創生の諸施策に関する調査研究
4. 委員定数 7名
5. 調査期間 設置の日から議会が調査終了を議決するまでとする。なお、委員会は議会の閉会中も調査研究ができるものとする。

(提案理由)

地方においては地方創生に関する市町村総合戦略を策定し、諸施策の推進及び効果検証等の各段階において、十分に議論するよう求められています。

利根町議会においては、利根町が将来にわたり魅力的で活力にあふれる「まち」として持続していけるよう、地方創生の諸施策への対応等を検討するために「地方創生特別委員会」を設置することを提案するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 委員定数7名というのは、全員でないのちょっと疑問なんですけど、この辺。

[発言する者あり]

- 議長（井原正光君） もう一度言ってください。ちょっと意味がわかりません。
- 2番（新井滄吉君） 特別委員会が7名に限定されていることを私は知らないので、どうして7名に限定するのか。
- 議長（井原正光君） それは委員長の報告ではありませんけれども、何名でもこれは大丈夫です。ただ賛成者が7名ということです。
- 2番（新井滄吉君） ああそういう意味。
- 議長（井原正光君） あなたも署名なされているんですから、その前に十分そういうのを理解した上で提出してください。

そのほかございますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（井原正光君） 異議なしと認めます。
- それでは、議員提出議案第1号 地方創生特別委員会設置に関する決議を採決します。
- お諮りします。
- 本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（井原正光君） 異議なしと認めます。地方創生特別委員会委員を事務局長に朗読させます。

酒井議会事務局長。

- 議会事務局長（酒井賢治君） それでは、地方創生特別委員会の委員名を朗読いたします。

石井公一郎委員、新井滄吉委員、石山肖子委員、花嶋美清雄委員、新井邦弘委員、船川京子委員、若泉昌寿委員の以上7名でございます。

○議長（井原正光君） ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、地方創生特別委員会委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定しました。

ここで正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。委員の方は全員協議会室にお集まりください。

午後 3 時 1 9 分休憩

午後 3 時 2 6 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に地方創生特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。互選の結果の報告を求めます。

船川京子議員。

〔地方創生特別委員会委員船川京子君登壇〕

○地方創生特別委員会委員（船川京子君） ただいま地方創生特別委員会が開催され、正副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

委員長に新井邦弘委員、副委員長に石山肖子委員と決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

この際、委員長の挨拶をお願いいたします。

新井邦弘地方創生特別委員会委員長。

〔地方創生特別委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○地方創生特別委員会委員長（新井邦弘君） ただいま委員長に任命されました新井でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

皆様もご存じだと思いますけれども、地方創生という言葉は、人口消滅都市という本が発刊され、それから安倍首相が地方創生という言葉をついたと聞いております。

日本創成会議が発表した2040年度までに全国の計896自治体で20歳から39歳の女性が半減するとし、消滅可能性都市と表現しました。

消滅までとは行かなくても、存続不可能自治体が、この先、あらわれるかもしれません。そのためにも危機感を抱きつつも、この利根町を空洞化させないために、自治体、議員、町民たちと協力し合い、将来の利根町のことを一生懸命考え、中央からの分配政策から脱却して成長政策を推し進めるべきことを念頭において頑張っていきたいと思っております。

どうかよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に一任とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 日程第22、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 次に、県南水道企業団議員から企業団議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

花嶋美清雄議員。

〔茨城県南水道企業団議員花嶋美清雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議員（花嶋美清雄君） 報告します。

平成27年7月16日に第2回茨城県南水道企業団議会定例会が開催されました。議案1件、報告2件です。

議案第1号は可決されました。

議案第1号は、平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてです。

初めに、業務の決算について申し上げます。

給水戸数は10万1,349戸となり、前年度末より1,342戸の増となりました。給水人口は24万2,850人で普及率は84.0%となっております。年間総給水量については2,548万338立方メートルです。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

損益勘定における収支は、水道事業の総収益は税込額で60億4,164万5,269円、総費用については税込額で54億2,912万4,145円となり、税抜きでの損益は5億6,665万3,640円の純利益となり、会計基準の変更により、収益として長期前受金戻入れ4億2,775万605円を計上したことが主な要因です。

次に、剰余金の処分案についてです。86億4,916万5,300円の未処分利益剰余金についても、大部分が会計基準の変更によって発生した資金裏づけのない利益です。この利益処分については、資金裏づけのあるものと、裏づけのないものを明確に区分する必要性があり、経営判断上、重要な部分となるものです。

みなし償却廃止に伴った過年度の減価償却費相当分、当年度相当分など資金裏づけがないものは自己資本金へ組み入れ、旧会計基準で修繕引当金としていた4,500万円は、資金裏づけがあることから新たに特別修繕積立金を設け積み立てるものであります。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要については、収入は2,965万1,394円、支出については8億6,056万3,137円となり、収入額は支出額に対して8億3,091万1,743円が不足いたしましたので、その補填財源としては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が4,303万7,785円、過年度分損益勘定留保資金が7億8,051万6,295円、減債積立金が694万8,143円、繰越工事資金が40万9,500円となっております。

次に、報告第1号は平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてで、本件は建設改良費の予算のうち、配水管布設工事費等21件で5億1,406万7,040円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成26年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項についてです。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成27年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

会議の冒頭で議長も触れましたとおり、また、議員の皆様方も既にテレビや新聞で大きく報道されておりご承知のことと存じますが、台風17号、18号の影響による記録的な大雨により、関東各地で、特に栃木県、茨城県において、鬼怒川など幾つかの河川が決壊し、住宅が流され浸水するなど、大きな被害が出ております。

特に県内では常総市におきましては、昨日、午後零時50分ごろ鬼怒川が決壊し、家屋の浸水や床上、床下浸水、また行方不明者が出るなど、甚大な被害となっております。

この場をおかりしまして、被害に遭われました方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、現在も行方がわからなくなっている方々におきましては、一刻も早く情報がつかめますよう、心よりお祈りを申し上げます。

続きまして、当町の対応や被害状況等についてご報告申し上げます。

最初に時系列的に災害対応等の状況について申し上げますと、昨日の朝午前7時、大雨が続いておりましたので、総務課長に連絡し、午前8時30分に第1回目の災害警戒本部会議開催を指示しております。

その後ですが、7時25分に水戸気象台の勝山台長から、県内全域に大雨特別警報を発令するので、対応をお願いしますとの連絡が私の携帯電話に入りました。

連絡の直後、午前7時45分に県全域に大雨特別警報が発令され、自動的に町の防災行政無線にて町民の皆様方へ周知されたといった次第でございます。

そして、午前8時30分ですが、指示どおり第1回災害警戒対策本部会議を開催し、10分後の8時40分、災害対策本部として格上げを決定しております。

その後、午前9時に第1回目の災害対策本部会議を開催し、各対策部から気象情報や被害状況等を確認後、避難所開設の準備指示や、避難行動要支援者等の安否確認などのほか、土のうの搬送指示やアルファ米、水などの準備指示を行っております。

また、防災無線やメール等を通じ、町民の皆様方に避難準備情報、避難所開設情報として周知を図ったところでございます。

午前11時に第2回目、午後2時に第3回目、午後4時30分には第4回目の本部会議を開催しまして、各対策部の報告等をもとに適時活動方針を決定し、災害対応に当たっており

ます。

そして、本日8時30分、第5回目の災害対策本部会議を開催し、利根町の大雨特別警報の発令が解除されたことと、各対策部の報告を受けまして、午前8時35分に避難所閉鎖とともに、避難準備情報を解除し、災害対策本部を解散したことを防災無線やメールにて、町民の皆様へ情報を発信したところでございます。

また、利根川の水位ですが、本日日付が変わるところから徐々に下がってきていますが、引き続き氾濫注意水位を超えていることから、水防団と利根消防署による警戒態勢を維持しているところでございます。

きょうの正午過ぎに、押付の氾濫注意水位が5メートル75センチを割ったということで、午後1時に水防のほうは解散ということになっております。

続いて、当町の被害状況でございますが、昨日の午前10時時点では下井集会所横の道路や押戸地先で冠水による通行どめがございました。また、大和幼稚園西側の排水路で越水があり通行どめになりました。

押戸地先の冠水による通行どめにつきましては、昨日午後1時40分に、また下井集会所横の道路や大和幼稚園西側の越水による通行どめにつきましては、本日午前8時30分に解除しております。

また、避難所への避難状況でございますが、昨日の正午現在では、利根町公民館へ避難された方は2名でしたが、夜の7時10分時点では3名の方が避難されていたという状況でございます。しかしながら、避難されていた方々は、けさほどお帰りになっております。

福祉避難所となっている保健福祉センターですが、こちらにつきましては避難者はございませんでした。

以上、当町における対応や被害状況等につきましてご報告をいたします。

それでは、今定例会について申し上げます。

9月1日から本日まで通算11日間にわたり行われました今期定例会では、本年度の補正予算を初め、条例の制定や改正、さらには平成26年度の決算認定など合計20件の案件につきましてご提案申し上げましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議をいただきました結果、全て原案どおり可決並びに承認をいただき、心より御礼を申し上げます。

また、本定例議会中、9月2日から3日間の日程で行われました決算審査特別委員会、そして7日、8日、9日の一般質問、また、本日の議案質疑など、それぞれの審議の過程で議員の皆様方からいただきましたご意見やご要望等につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたい、このように思っております。

今定例会の冒頭でも触れましたが、昨今の景気ですが、海外景気の下振れといったリスク要因があるものの、引き続き緩やかな回復基調が続いているとの見方がされております。

こうした情勢の中、当町におきましても、現在、深刻化してきている人口減少に対する取り組みを初め、地域活性化への取り組みや産業の振興、また生活基盤の整備や防災対策

の強化、さらには教育や文化の充実など、さまざまな分野で多くの行政課題を抱えているというのが実情でございます。

町の財政状況につきましても、少しずつ健全化が進んでいると見ておりますが、今後も引き続き事務事業のさらなる合理化と効率化を図りながら、こうした課題解決に向け、鋭意努力することでさらなる住民福祉の向上に努めていきたいと、そのように考えているところでもございます。

間もなく10月ということで、本年度も折り返し地点に差しかがろうとしております。後半におきましても、大きな事業や来年度に向けた予算編成などさまざまな事務事業が予定されておりますが、引き続き職員ともども気を引き締めながら、一つ一つの事業を着実に実施していきたいと考えておりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力を心よりお願いを申し上げ、閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

11日間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成27年第3回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成27年第4回定例会は、平成27年12月8日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 新井邦弘

署名議員 船川京子